

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号	9970000000
------------	------------

平成19年9月審査分

平成19年9月30日

事業所（保険者）名	□□介護事業所
-----------	---------

1 頁

〇〇県国民健康保険団体連合会

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
990000 △△市	0000000001 かご 知	請	H18.8	17	1,350	B	様式番号 : 過去に同じ請求明細書を提出済	N4
990000 △△市	0000000002 かご ジ	請	H18.8	11	1,450	B	様式番号 : 過去に同じ請求明細書を提出済	N4
990000 △△市	0000000002 かご ジ	請	H18.8	11	1,450	B	サービス種類 : 支援事業所に給付管理票の修正依頼が必要	NM

NMエラーはN4エラーと
セットで出力されます。

内容・①N4 様式番号：過去に同じ請求明細書を提出済

②NM サービス種類：支援事業所に給付管理票の修正依頼が必要

原因・①N4 前月以前に同じ介護給付費を請求し、支払が完了されている請求明細書がある場合にこのエラーが発生し、主な原因として以下のことが考えられます。

- (1) 既に請求支払が終わった請求明細書を、請求していないと思って月遅れで請求した場合。
- (2) 既に請求支払が終わった請求明細書の請求間違いに気づき、取り下げ過誤の手続きをしないまま、再度請求した場合。
- (3) 他の利用者の保険者番号や被保険者番号を誤って入力（記入）した場合。

②NM 前月以前に同じ介護給付費を請求し、給付管理票と突合審査を行った結果全額マイナス（0確定）しているのに再請求した場合。

対応・①(1)の場合は、既に請求支払が終了していますので、再請求する必要はありません。

①(2)の場合は、請求明細書の取り下げ（過誤）の手続きをして、介護給付費過誤決定通知書で過誤になったのを確認後、再請求をして下さい。通常は誤依頼（取下げ依頼）をしてから介護給付費過誤決定通知書に載るまで2～3ヶ月かかります。

①(3)の場合は、正しい保険者番号、被保険者番号等を入力（記入）した請求明細書を再請求します。

②NMの場合は、請求した明細書に誤りがなければ、居宅介護支援事業所に連絡し、給付管理票を「修正」で提出してもらいます。明細書を再請求する必要はありません。



ポイント！ エラーコード=N2は当月分同士の重複、エラーコード=N4、NMは当月分と前月以前分の重複です。